

令和4年度事業計画

基本方針

今日の社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化による人口減少が進む中で、核家族・単身・高齢者のみ世帯の増加に加え、コロナ禍での様々な活動の制約がされる中、地域的・社会的つながりの希薄化や要援護者等の孤立など、地域社会の状況は複雑かつ多様に変容してきています。

東峰村においても、少子高齢化は顕著で村の高齢化率も45.4%となっており、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置事業）を行政から受託し、地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の介護予防事業や生活支援サービスの充実に取り組んでいます。今後も地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民、行政、社会福祉協議会、福祉関係団体等がこれまで以上に連携し、地域福祉活動を展開しながら地域における支え合いの体制づくりを今後も推進していきます。

社協で運営しています訪問介護事業及び居宅介護支援事業は、要支援・要介護高齢者の暮らしを支えるサービスを提供しています。また、令和4年度からは新たに障がいのある方々の相談支援やサービス等利用計画の作成を行なう、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の開設や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの受託を行ない、障がい者やその世帯の方々が地域で安心して生活できるよう支援体制の構築を図ります。

社会福祉法人としてしっかりと地域における公益的な取組を果たしていくため、村内の社会福祉法人と連携し、ふくおかライフレスキュー事業の実施や福祉教育の充実をはじめ、各法人の持つ専門性や資源を活用し新たな福祉サービスにも取り組んでいきます。

また、社会福祉法において現況報告書や決算書類などを、インターネットで公表するようになっていきますので、社協事業の周知や情報発信の充実、法人運営の透明性を図るためホームページを開設します。

今後も誰もが安心して暮らすことのできる福祉のむらづくりの実現を図るため、行政、医療、保健、福祉、教育機関や福祉施設及び各種団体等との連携を更にすすめて、福祉事業の推進に取り組んでいきます。

重 点

- 1 介護予防事業や生活支援サービスの充実
- 2 介護保険事業の円滑な運営
- 3 障害のある人の相談支援体制の充実
- 4 村内社会福祉法人との連携
- 5 インターネットを活用した情報発信
- 6 福祉関係団体活動の育成と連携
- 7 喜楽来館指定管理運営

実施計画

I. 法人運営拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

1. 会議の開催

- (1) 評議員会 年2回
必要に応じて臨時会開催
- (2) 理事会 年3回
必要に応じて臨時会開催
- (3) 監事会 年2回
- (4) 各種委員会
 - ①評議員選任・解任委員会
 - ②生活福祉資金貸付委員会

2. 研修会及び会議等への参加

(1) 研修会への参加

福岡県社会福祉協議会や職能団体等が開催する研修会に参加し、社会福祉活動の向上及び職員のスキルアップを図ります。

(2) 会議への参加

- 1. 民生委員 児童委員定例会
- 2. 地域ケア会議
- 3. 集落支援員定例会
- 4. 村内社会福祉法人情報交換会
- 5. 両筑地区社会福祉協議会
(・会長、局長部会 ・地域福祉活動職員部会 ・各事業担当者会議)
- 6. 朝倉介護保険事業者協議会
(・ケアマネ部会 ・訪問介護部会 ・スタッフセミナー)
- 7. 認知症地域医療連携協議会
- 8. 朝倉地区障害者等自立支援協議会
- 9. 障害者等自立支援協議会各専門部会
- 10. 北筑後保健所運営協議会 精神保健福祉部会
- 11. 福岡県地域福祉活動職員部会
- 12. 福岡県ホームヘルパー連絡会

(3) 東峰村障害支援区分認定審査会

審査会では、確定した一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案し審査判定（二次判定）及び有効期間を決定しています。

(4) 地域密着型通所介護 運営推進会議

地域密着型サービス事業者（清和園デイサービス）が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図る目的で年2回開催されています。

3. 法人諸規程の整備

改正社会福祉法ではガバナンスの強化や透明性の向上が求められていますので、改正定款を基本に諸規程の整備及び改定に取り組みます。

4. インターネットを活用した情報の発信

社会福祉法において現況報告書や決算書類などを、インターネットで公表するようになっていきますので、社協事業の周知や情報発信の充実、法人運営の透明性を図るためホームページを開設します。

5. 児童福祉の推進

- ①「福祉教育読本」の配布（5年生対象）
- ②青少年地域活動への助成

6. 身体障がい者福祉事業の推進

- ①村身体障害者福祉協会との連携
- ②村身体障害者協会研修事業援助
- ③手話通訳者・要約筆記者派遣事業

7. 母子・寡婦福祉事業の推進

- ①村母子寡婦福祉会との連携
- ②母子・寡婦の集い開催

8. 歳末たすけあい事業の実施

在宅で生活されている支援を必要とする方々がより良い年末年始を迎えることができるように、共同募金運動と合わせて12月1日より12月31日の1ヶ月の間に民生委員・児童委員協議会との共同事業として開催します。

(1) 一人暮らし高齢者等へのたすけあい事業

対象：70才以上の一人暮らし高齢者

(2) 特別養護老人ホーム施設へのたすけあい事業

9. 戦没者遺族会援助

- ①戦没者遺族会との連携

②護国神社参拝の開催

10. 葬祭扶助事業の実施

3,000円（御仏前）

11. ミニシルバー人材センター事業

高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図るとともに、地域社会の担い手として活躍できることを目的に事業運営を行います。

- ・ミニシルバー人材事業組織の充実

12. 生活福祉資金貸付事業

福岡県社会福祉協議会が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、または失業等によって生活の維持が困難になった世帯等へ、自立更生や在宅福祉に必要な資金の貸し付けを行い、当該世帯の自立生活を支援します。また、相談者の状況により生活困窮者自立相談支援機関とともに相談を進め、相談者の資金貸付以外も含めた総合的な相談支援を行ないます。

- ・貸付委員会については、必要に応じて開催します。

13. 心配ごと相談事業

日常生活の中の困りごとについて、民生委員・人権擁護委員の方々が幅広く相談に応じ解決方法などを一緒に考えます。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し問題解決の手助けを行います。

(1) 心配ごと相談所の開催

相談日：年5回の開催

5月・7月・10月・12月・3月（10:00～正午まで）

会場：喜楽来館・いずみ館

相談員：民生委員児童委員・人権擁護委員・行政相談員・司法書士（年5回）

(2) 心配ごと相談員研修会の開催

相談員の方々を対象に年1回の研修会を開催します。

14. 福祉バス運営事業

遺族輸送を優先的に行いますが、各福祉団体等が実施する研修会や活動、外部研修会への参加等が円滑に実施でき、活動の活発化を支援するため福祉バスを運行します。

また、マイクロバスで送迎することにより交通手段を持たない利用者の社協事業への継続した利用につなげていきます。

15. ボランティアセンター運営事業

(1) ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) ボランティアセンター事業

①ボランティア個人や団体の登録・斡旋

②ボランティア活動のための養成・研修

③ボランティア活動保険の推進

④レクリエーション用具の貸出

他団体より寄贈していただいた用具（ソフトダーツやラダーゲッター）や社協が保有する用具（スカットボール等）とあわせサロン団体等への貸出を行い活動の充実を図ります。

16. 福祉用具貸出事業

要支援高齢者及び身体障がい者の方々や、一時的に福祉用具が必要になった方々へ社協が保有する車椅子などの貸出を行うことにより、本人や介護者の負担軽減を図ります。

17. コインランドリー運営事業

高齢者世帯や子育て世帯や、梅雨時期の洗濯など住民の方々が利用しやすいように、また家庭では洗えない大物を洗いたい、健康・清潔でありたいなど、生活者の多様なニーズに応えるため衛生管理にも十分配慮し事業を行います。

・年末年始以外は運営を行います。

18. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などで、判断能力が不十分なため日常生活に支障がある方を対象に、安心して生活が送れるように福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常的金銭管理等の支援を行います。

住民の方々への事業の周知や、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所など関係機関と連携し利用につなげます。

19. ふくおかライフレスキュー事業

(1) ふくおかライフレスキュー事業

制度の狭間の諸問題に柔軟に対応するために、社会福祉法人が専門性を活かして連携し、生計困難者等に対する相談・支援を行ない、社協や種別の枠を超えた他機関・団体と連携し適切な制度に結び付けるほか、必要に応じ現物支給による経済的援助を行ないます。

(2) 村内社会福祉法人情報交換会の開催

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を行なうためには、地域の福祉ニーズを把握しつつ地域の多様な社会資源と連携しながら取り組むことが必要なので、毎月1回開催し3法人（清和園・宝珠の郷・社協）が連携し地域における公益的な活動を検討します。

II. 共同募金事業拠点区分

1. 一般募金配分金事業サービス区分

1. 高齢者福祉の推進

(1) 老人クラブ連合会との連携

- ①老人クラブ連合会活動の援助
- ②単位老人クラブ活動支援

(2) 敬老の日を祝し記念品の贈呈（行政との共催）

70歳になられた方・77歳・88歳・100歳以上の方々

(3) ひとり暮らし高齢者の交流事業の開催（バスハイク）

村内在住のひとり暮らし高齢者の方を対象に、仲間づくりや交流を図ることを目的に開催します。

(4) ゲートボール協会活動推進費助成

ゲートボール協会の活動の推進を目的に助成を行います。

2. 福祉育成援助活動

(1) 広報誌の発行

社協の事業を住民の方々へ発信することで啓発活動を行い、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。

「社協だより」の発行 年 6回

(2) 福祉協力校助成事業（東峰中学校・東峰小学校）

村内の小学校・中学校の児童及び生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め心豊かな人権感覚を養うとともに、児童及び生徒の活動を通して家庭及び地域社会の啓発を推進することを目的に、東峰学園小学部と中学部に助成を行います。

Ⅲ. 居宅介護拠点区分

1. 居宅介護等事業サービス区分

1. 介護保険事業の実施

(1) 東峰村社協ケアプランサービス事業所運営

要介護者が可能な限り居宅において自立した日常生活が出来るよう要介護者ご本人やご家族の意向を基に居宅サービス計画を作成し指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び保健・福祉・医療の各機関との連絡調整を行います。

- ① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ② 要介護認定の申請代行
- ③ 給付管理票の作成
- ④ 介護予防居宅介護支援の受託

(2) 東峰村社協ホームヘルプサービス事業所運営

要介護者・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、入浴等の身体介護、その他生活全般にわたる生活援助の提供を行います。

2. 障がい者（児）指定相談支援事業サービス区分

1. 障がい者（児）指定相談支援事業の実施

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設、病院、関係機関等と連絡調整を行ない福祉サービスの利用計画を作成します。

(1) 指定特定相談支援事業所運営（村指定）

障がい者の福祉サービス利用計画の作成

- ① サービス利用支援
- ② 継続サービス利用支援

(2) 指定障害児相談支援事業所運営（村指定）

障がい児の福祉サービス利用計画の作成

- ① サービス利用支援
- ② 継続サービス利用支援

※ ①サービス利用支援とは～障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、村による支給決定後に、サービス提供事業者等と連絡調整を行ない、該当支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行ないます。

②継続サービス利用支援とは～サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、必要に応じてサービス等利用計画の変更などを行ないます。

IV. 委託事業拠点区分

1. 通所型介護予防事業サービス区分

1. 運動器の機能向上事業

(1) 機能訓練事業

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点からストレッチ・有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施します。また、簡単な計算やレクリエーションを通して認知症予防も行っています。

- ・毎週金曜日 いずみ館で開催（感染予防対策のためしばらくは喜楽来館で開催）
- ・10時から15時30分
- ・看護師、理学療法士、作業療法士（甘木中央病院）
- ・利用者負担 500円

(2) 通所リハビリ教室

短時間の通所によりリハビリを通して、運動機能低下の予防並びに運動器の機能向上を図ります。また、いずみ館トレーニング室の利用により、トレーニング器具の活用も行っています。

- ・毎週水曜日 いずみ館で開催 9時30分から11時30分
- ・利用定員 5名（1クール6ヶ月） 利用者負担 300円
- ・理学療法士（甘木中央病院）、看護師

(3) 認知症予防教室

認知症についての講話や脳力トレーニング（脳トレ）の実施
認知症高齢者が急増する中、認知症への関心を持ち正しい知識を身につけることで、認知症予防・早期発見を目的に認知症予防教室を開催します。

老人クラブ連合会との共催により各単位クラブ7ヶ所で開催します。

- ・5月から11月までの7ヶ月間
- ・会場：各地区公民館
- ・午前10時～午前11時30分まで
- ・講師として朝倉記念病院より精神保健福祉士等の方々に来ていただきます。

2. 栄養改善事業

(1) シルバークッキング教室

この教室では老人クラブ連合会との共催により各単位クラブ7ヶ所で開催し「バランスのよい食事で介護予防」を目的に、栄養講話と調理実習を行います。

- ・5月から11月までの7ヶ月間
- ・午前10時～午後1時まで
- ・会場：各地区公民館
- ・講師は管理栄養士

2. 訪問型介護予防事業サービス区分

1. 訪問型介護予防事業

(1) 訪問型介護予防事業（訪問型サービス A）

65歳以上の事業対象者や要支援1及び要支援2の認定を持ち、ホームヘルプサービス（家事援助）のみを利用される方を対象に、ホームヘルパーが自宅に訪問して、買い物や調理、掃除などを利用者とともにやり、利用者自身ができることが増えるように支援を行います。

(2) 配食サービス事業

一人暮らしや二人暮らし高齢者等に対して、健康や栄養面の援助を行います。また、配達時には利用者一人一人に声掛けを行い、手渡しすることにより利用者の安否確認や健康状態等の把握を行い、自宅での生活の安定を図ります。

食の確保の充実を図るため週6日（日曜日以外）夕食の提供を行います。

- 65歳以上の高齢者のみ世帯等を対象
- 必要があれば週2回利用可能、2回以上希望される場合は実費負担。

(3) 口腔機能向上事業（あなたのお口見守り隊事業）

高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を防止する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂取・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を訪問により個別に支援します。

①介護認定の要支援者を対象に、担当ケアマネよりアセスメントの結果、口腔ケアが必要と思われる対象者を選定、その後歯科衛生士による訪問指導を数回実施する。

②サロン活動での歯科相談などの実施

アセスメントの結果に基づき対象者選定し、その後歯科衛生士による訪問指導を数回実施する。

- 訪問指導は歯科衛生士が行う。

3. 任意事業サービス区分

1. 家族介護支援事業

(1) 終活セミナーの開催

「終活」とは、残される人たちに迷惑をかけることなく、自分らしく理想的な人生のエンディングを迎える準備を行なうことです。

アンケートの結果から、生前整理や遺品整理、終末期医療や看取り、相続などをテーマに6回開催します。

(2) 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で高齢者等を介護している家族同士の交流などを通して、介護から一時的に

開放され、日ごろの介護で疲れた心身のリフレッシュを目的に開催します。

4. その他の事業サービス区分

1. 高齢者生きがいづくり事業

(1) 高齢者大学

開講5月から3月までの11ヶ月間

毎月1回（第2火曜日開催）合計11回 募集人員25名程度

(2) いきいき教室

高齢者大学の午後の事業として、軽体操やレクリエーションまた認知症予防などに関する講話や実技を指導していただきます。

講師として甘木中央病院より作業療法士の方に来ていただきます。

2. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

(1) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス 年1回実施

このサービスは、在宅の寝たきり高齢者等が日常生活で使用している掛布団毛布・敷き布団又はマットレスを洗濯・殺菌・乾燥することで、清潔でより快適な在宅生活を支援することを目的に実施します。

5. 生活支援体制整備事業サービス区分

1. 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援コーディネーター配置事業

地域の支え合いや高齢者等の社会参加を促進するため、住民や関係機関等との連携を図りながら生活支援サービス体制の構築を図ります。

- ・地域の高齢者支援のニーズと資源の見える化及び問題提起
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・生活支援サービスの担い手の養成及びサービスの開発

① サロン活動の普及啓発

② 既存のサロン団体への支援

③ 定期的な情報共有のため協議体への参加

④ サロン団体の交流会の開催

⑤ 買い物支援サービスの充実

6. 地域生活支援事業サービス区分

1. 基幹相談支援センター事業

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、障がいのある人、その保

護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行なうとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、総合的な相談業務の実施や、地域の相談支援体制の強化やネットワークの構築等を行ないます。

- (1) 相談支援体制の強化に関する業務
- (2) 権利擁護、虐待防止に関する業務
- (3) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (4) 地域移行・地域定着の促進の取組

V. 喜楽来館管理運営拠点区分

1. 喜楽来館管理運営事業サービス区分

(1) 喜楽来館指定管理運営事業

令和4年4月より新たに5年間の指定管理を受けますので、高齢者及び村民の生涯学習、憩いの場、保養及び健康増進を図り、住民の方々や各団体等が利用しやすい施設として、また宿泊研修施設としての機能を生かし、子ども会や各団体等から利用していただけるように運営していきます。

宿泊については宿泊税200円が課税されるようになりましたので、福岡県宿泊条例に基づき特別徴収事務を行います。

VI. 赤い羽根共同募金への協力

共同募金の配分金は、社会福祉活動資金の重要な財源であるので、住民等への募金の呼びかけを行います。

- ・戸別募金・法人募金・募金箱設置による募金・学校募金・資材募金（バッチ・クオカード等）等

VII. 福祉団体事務局

- ・共同募金東峰村支会・東峰村老人クラブ連合会・東峰村身体障害者福祉協会
- ・東峰村母子寡婦福祉会・東峰村遺族会

令和4年度 東峰村社協ケアプランサービス事業計画

1 事業の目的

要介護者が可能な限り居宅において自立した日常生活が出来るよう要介護者ご本人やご家族の意向を基に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成すると共に、そのサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び保健・福祉・医療の各機関との連絡調整を行うことを目的としています。

2 運営方針

ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	東峰村社協ケアプランサービス
所在地	東峰村大字小石原鼓2846（喜楽来館内）

4 指定更新

更新日及び指定の有効期間は、次のとおりである。

更新年月日	平成29年3月28日
指定の有効期間	平成35年3月27日

5 職員の職種、員数

事業所に勤務する職員の職種、定数は以下のとおりとする。

職 種	員 数
管 理 者	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	2名 利用者35名に対し介護支援専門員1名を配置します。

6 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

営業日	月曜日～金曜日（祝日・休日・12月29日から1月3日を除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時15分

7 居宅介護支援の提供、内容

居宅介護支援事業の提供及び内容は次のとおりです。

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

8 介護予防居宅介護支援の受託

9 利用料及びその他の費用

事業の利用料及びその他の費用は、次のとおりです。

- ①指定居宅介護支援を提供した場合、利用者その家族から一切の費用負担はありません。

10 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は東峰村とします。

令和4年度 東峰村社協ホームヘルプサービス事業計画
(指定訪問介護事業所及び介護予防訪問介護相当サービス事業所)

1 事業の目的

指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としてサービス提供します。

2 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行い、本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

名 称	東峰村社協ホームヘルプサービス
所在地	東峰村大字小石原鼓 2846 (喜楽来館内)

4 指定更新

更新日及び指定の有効期間は、次のとおりです。

更新年月日	平成29年3月28日
指定の有効期間	平成35年3月27日

5 職員の職種、員数

事業所に勤務する職員の職種、定数は以下のとおりです。

職 種	員 数
管 理 者	1名(兼務)
サービス提供責任者	1名(訪問介護員と兼務)
訪問介護員	3名以上

6 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日	月曜日～金曜日(12月30日から1月3日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前8時30分～午後6時00分

7 訪問介護の内容

訪問介護の内容は次のとおりです。

身体介護	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。

②生活援助

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

8 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は東峰村とします。

令和4年度 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所「東峰村社協障がい者相談支援事業所」事業計画

1. 開設に向けての経過

平成25年4月に障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に加え難病等の方々へ福祉サービスが提供されています。

しかし村内には、計画相談支援事業所をはじめ障がい者を対象とした福祉サービスを提供する事業所がないため、近隣の他市町の事業所へ依頼する状況です。

特に計画相談支援事業所については、依頼先の事業所も利用者の増加や東峰村から遠方にあるため、依頼を断られることも増えてきています。

このような状況のなか、役場保健福祉課と協議を重ね障害福祉サービスの要である計画相談支援事業所については、村内で事業所を開設する必要があるとの結論に至りました。

計画相談支援事業所を開設するには、相談支援専門員の設置が必須になります。幸い社協には社会福祉士の資格を持ち、障害福祉サービス事業所で職務経験のある職員が在職していますので、相談支援専門員の資格を取得するなどして開設に向け準備を進めてきました。

2. 開設予定日

令和4年4月1日（金）

3. 事業の内容

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設、病院、関係機関等と連絡調整を行ない福祉サービスの利用計画を作成します。

（1）指定特定相談支援事業所運営（村指定）

障がい者の福祉サービス利用計画の作成

① サービス利用支援

② 継続サービス利用支援

（2）指定障害児相談支援事業所運営（村指定）

障がい児の福祉サービス利用計画の作成

① サービス利用支援

② 継続サービス利用支援

※ ①サービス利用支援とは～障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、村による支給決定後に、サービス提供事業者等と連絡調整を行ない、該当支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行ないます。

②継続サービス利用支援とは～サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、必要に応じてサービス等利用計画の変更などを行いません。

4. 事業所の名称等

- (1) 名称 東峰村社協障がい者相談支援事業所
- (2) 所在地 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2846 番地

5. 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

- (2) 相談支援専門員 1名以上(常勤・兼務)

相談支援専門員は、基本相談支援及びサービス等利用計画(障害児相談支援の場合は障害児支援利用計画をいう。)の作成及び継続的なモニタリング等を行います。

6. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日:月曜日から金曜日まで。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間:午前8時30分から午後5時15分まで。

7. 主たる対象者

事業の主たる対象の障害の種類は特定しません。

8. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、東峰村全域の区域とします。

9. 開設年度収支予算について

現在村内において26名の方々が他事業所で計画相談支援の支給決定を受けられています。毎年3名程が新規に区分認定申請をされていますので、初年度は3名の利用者を見込み、3名分の計画相談支援給付費をもって予算書を作成しています。